

破綻会社株券の取扱いの見直しに伴う業務規程等の一部改正について（案）

1．改正趣旨

最近、経営破綻などの事由により預託株券の取扱いが廃止される事例が多発しており、各参加者において当機構から返還された株券、特にいわゆる 100%減資などにより経済的価値等が無くなった破綻会社株券に係る保管及び管理に要する事務負担及びコストが増大している。

そのため、預託株券が再生手続や破産等の事由により上場廃止又は店頭登録取消し（以下「上場廃止等」という。）となった場合、速やかに当該株券を参加者へ返還のうえ当機構の取扱いを廃止する処理を改め、当該株券の発行者がいわゆる 100%減資を行った場合等においては、取扱いを廃止した後のあらかじめ定める日までに参加者から交付請求がないときには、当該取扱廃止後株券を返還せずに廃棄することとする。

当機構は、当該取扱いの見直しに伴い、業務規程及び業務規程施行規則につき、所要の整備を行うこととする。

なお、当該取扱いの見直しに合わせて、日本証券業協会管轄の保護預り約款参考様式も変更される予定である。

2．改正概要

(1) 取扱廃止後株券の廃棄の取扱い

取扱株券が上場廃止等となり、当該株券の発行者が、いわゆる 100%減資を行った場合や破産宣告を受けた場合については、機構は、当該株券の取扱いを廃止し、あらかじめ定める日までに参加者から交付請求のないものにつき廃棄するものとする。

・業務規程第 12 条第 3 項

(2) 発行会社からの通知

株券の発行者がいわゆる 100%減資を行った場合や破産宣告を受けた場合、当該発行者はその内容を機構に通知するものとする。

・業務規程施行規則第 6 条
第 1 項

(3) その他

上記の改正に関連して、取扱廃止後株券の手数料を株券の保管手数料等と同一とするなど所要の整備を行う。

・手数料及びその料率
・業務規程施行規則第 7 条
等

3．施行日

平成 15 年 1 月 27 日から施行する。

「短期社債等に関する業務規程」の制定について（案）

1. 制定趣旨

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第65号）により、短期社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「法」という。）が改正され、対象となる有価証券の範囲を振替社債に拡大し、また、振替制度における多層構造化に対応するなど、所要の整備が図られた。

当機構は、当該法改正が来年1月6日から施行されることを踏まえ、有価証券のペーパーレス化に対応した振替制度の創設に向けて、「短期社債等に関する業務規程」（以下「規程」という。）を制定するなど所要の規定整備を行うこととする。

（備考）

2. 制定概要

(1) 規程の目的

機構が行う短期社債等の振替に関する業務（以下「機構の振替業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

規程第1条

(2) 取扱短期社債等の範囲

機構の振替業において取り扱う短期社債等は、以下に掲げるものとする。

規程第8条

法第66条第1号に規定する短期社債

保険業法第61条の2第1項に規定する短期社債

資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債

商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債券

信用金庫法第54条の3の2第1項に規定する短期債券

農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債券

上記 から までに掲げるもののうち、次の 及び に該当するものとする。

割引の方法により発行されるもの

各社債の金額が、1億円以上100万円単位で、かつ、均一であるもの

(3) 制度参加者

発行者

規程第12条

機構の振替業における短期社債等の取扱いについて同意した発行者をいう。

発行代理人・支払代理人

規程第13条、

<p>機構の指定を受けたうえで、短期社債等に係る新規記録・抹消等について発行者に代わって手続きを行う者をいう。</p>	第 14 条
<p>口座管理機関</p>	規程第 23 条等
<p>機構の振替業において、他の者のために短期社債等の振替を行うための口座を開設する者をいう。</p>	
<p>機構加入者</p>	規程第 16 条
<p>短期社債等の振替等を行うため、機構から口座の開設を受けた者をいう。</p>	
<p>資金決済会社</p>	規程第 15 条
<p>機構の登録を受けたうえで、短期社債等に係る振替等につき、日銀ネットを利用して資金決済を行う者をいう。</p>	
(4) 振替口座簿	規程第 33 条等
<p>機構及び口座管理機関は、短期社債等の振替等を行うために振替口座簿を備え、振替口座簿においては加入者ごとの口座に区分する。</p>	
<p>機構において D V P 決済を行うための区分口座として、新規記録手続きに係る発行口、振替手続きに係る振替口、抹消手続きに係る償還口を設ける。</p>	
(5) 新規記録手続き	規程第 37 条等
<p>発行者は機構に対し、新規記録に係る銘柄に関する情報、引受内容に関する情報及び D V P 決済を行う場合においては資金決済に関する情報を通知する。</p>	
<p>機構は、 の通知内容を発行口に記録する。</p>	
<p>発行者及び払込者は、短期社債等の払込みに係る資金決済（ D V P 決済の場合には日銀ネットを利用 ）を行う。</p>	
<p>機構は、 の資金決済の完了を確認した場合には、直ちに、発行口に記録した内容に基づき、買方の機構加入者の口座への増額記録を行う。</p>	
(6) 振替手続き	規程第 43 条等
<p>渡方の機構加入者は機構に対し、振替に係る銘柄に関する情報及び D V P 決済を行う場合においては資金決済に関する情報を通知する。</p>	
<p>機構は、 の通知内容を振替口に記録する（ D V P 決済の場合に限る。非 D V P 決済の場合には、機構は直ちに振替処理を行う ）。</p>	
<p>渡方及び受方の加入者は、短期社債等の振替に係る資金決済（ D V P 決済の場合には日銀ネットを利用 ）を行う。</p>	
<p>機構は、 の資金決済の完了を確認した場合には、直ちに、振替口に記録した内容に基づき、買方の機構加入者の口座への増額記録を行う。</p>	

(7) 抹消手続き

規程第 51 条等

抹消手続きに係る機構加入者は機構に対し、抹消に係る銘柄に関する情報及び D V P 決済を行う場合における資金決済に関する情報を通知する。

機構は、 の通知内容を償還口に記録する。

抹消手続きに係る機構加入者及び発行者は、短期社債等の償還に係る資金決済（ D V P 決済の場合には日銀ネットを利用）を行う。

機構は、 の資金決済の完了を確認した場合には、直ちに、償還口に記録した内容に基づき、抹消に係る機構加入者の口座の減額記録を行う。

(8) 手数料

規程第 59 条

発行者及び機構加入者等は、新規記録手数料、振替手数料、口座残高管理手数料その他機構が取締役会の決議により定める手数料を納入する。

(9) その他

上記のほか、法改正及び短期社債振替制度の創設に伴い所要の規定整備を行う。

3 . 施行日

平成 15 年 1 月 6 日から施行する。

以 上

各小委員会における検討状況等について

1. 既存業務小委員会

別添のとおり。

2. 一般振替DVP小委員会

- 10月10日(第3回)、10月24日(第4回)、及び11月7日(第5回)の3回開催
- システム接続仕様書及びシステム関係の要望事項に関する対応案を提示して意見集約を行い、接続仕様書の内容を概ね確定した。接続仕様書については、11月下旬から、東京、大阪、及び名古屋において説明会を開催する。また、決済銀行実務検討会において、資金決済関連スキームの詳細、タイムテーブル、及び使用する日銀ネット電文などについて検討し、関連するシステム開発に必要な事項を概ね確定した。信託・証券決済業務検討会においては、一般振替DVPの実施に向けて必要なマーケット・ルールの策定などに向けた検討を行っている。

3. CP小委員会

9月の業務委員会にて報告した短期社債振替制度に係る手数料(案)については9月27日開催の取締役会に諮り、了承を得ている。

短期社債振替制度稼働に向けての準備状況としては、10月に発行者及び加入者向けに説明会を開催した(参加の申込が多く、当初6回の予定が4回追加し、10回行った。)。今月は、小委員会を開催していないが、小委員会の委員をはじめ関係者の意見を聞きながら、短期社債振替制度に関する業務規程(案)の作成、対外接続テストの準備等を行っている。

4. 決済照合（国内取引）小委員会

小委員会を計2回（10月9日、10月23日）開催。

運用会社の利用促進策の一環として、計算会社と協議を進めている旨の説明を行った。

第3フェーズ稼動に伴う総合運転試験実施方法詳細検討、コンティンジェンシープラン、マーケットルールの内容等について議論を行った。

現在は、第3フェーズの実施に向けて、マーケットルール作成等の準備を進めているところである。

5. 一般債小委員会

小委員会を第8回以降、計6回開催（10月4日、10月11日、10月25日、11月1日、11月15日、11月22日）。

新制度の骨格となるDVPの方向性

- ・流通DVPの形態として、グロスグロス型、グロスネット型及び統合型の3方式について、日中流動性の供給及び事務処理の円滑化の観点から、備えるべき機能要件を中心に比較検討を行った。その結果、一般債の流通DVPについてはグロスグロス方式を採用することで小委員会の合意を得た。

そのほかの検討項目

- ・新発債の取扱いに係る検討として取扱対象社債の条件、制度への参加形態、振替口座簿の基本的内容、発行、償還、元利金の基本的事務処理について整理を行った。現在、事務処理スキームの詳細検討を行っている。

6. 投信小委員会

小委員会を計5回（10月2日、10月21日、10月28日、11月6日、11月20日）開催した。

今後の検討項目を確認後、委員各社を対象にした取扱対象投資信託及びDVPに関する事前アンケートを実施した。

事前アンケート結果を踏まえ、投資信託の商品特性及びDVP実現への課題について整理し検討を行った。

現在は、取扱対象契約型投資信託の条件、制度の利用方法等について整理しつつ発行時DVP決済スキームの検討を行っているところである。

以上

既存業務小委員会における審議状況について

1. 株券失効制度の対応について（第2回）	1
2. 保管振替機関に本人名義株券を預託したことにより生じる株主権の空白期間の解消に係る法的対応の要請及び実務的対応について（第2回）	2
3. 新たな破綻会社株券の取扱いについて（第2回、第6回）	3
4. 保管振替制度における単元未満株式の買増制度の実務処理(案)について（第3回）	4
5. 株主名簿から実質株主名簿への名義記載の移管について（第3回）	5
6. 合併、株式移転又は会社分割に係る登記と決済実務の安定性の確保について（第3回）	7
7. 外国人名義書換制限銘柄に関する問題への対応について（第4回）	9
8. 実質株主通知制度の改善【照合用実質株主データの廃止の是非について】（第4回～第6回）	11
9. 実質株主通知制度の改善【権利確定日等と臨時基準日の間隔の短縮について】（第4回～第6回）	12
10. 実質株主通知制度の改善【権利確定日等から実質株主通知までの日程の短縮について】（第4回～第6回）	13
11. 株式分割により新たに発行される株式の効力発生日の前倒しの要請について（第4回～第6回）	14
12. 参加者が法令、法令に基づく行政官庁の処分又は業務規程に違反した場合の措置について（第5回、第6回）	15

（注）第2回：（8月28日） 第3回（9月20日） 第4回（10月10日） 第5回（11月5日） 第6回（11月22日）

審 議 テ ー マ	1. 株券失効制度の対応について(第2回)	
審 議 の 状 況	審議の趣旨	株券について、公示催告・除権判決制度に代わる新たな株券失効制度が導入されることとなり、保振法についても、株券喪失登録株券につき預託を受けることができない旨の規定(第14条第4項)が追加された。当機構として、この制度改正に併せてより一層の保管振替制度に関する信頼と安全を確保する観点から、参加者による預託株券の適格性確認義務、当機構名義への書換事務及び当機構名義株券の交付事務などについて見直しをする必要がある。
	審議結果	機構への預託に際して参加者が行う預託適格性に関する確認義務については、証券会社の委員から、所報・機構報等の公開されている資料などその確認手段の範囲を限定することとし、偽造・変造のように公開資料に基づいて確認のできないものを除外すべきだとの意見表明がなされ、名義書換事務の抜本的な見直しについては、証券会社及び株懇の委員から、参加者や発行会社に多大な費用負担が発生しないよう、事務合理化や手数料に配慮しつつ実施する方向で検討すべきだとの意見表明がなされたが、当機構事務局が提示した改正内容については、特段の異議はなく了承された。また、併せて、参加者による株券喪失登録情報の確認支援のため、当機構が「喪失登録株券照会システム(仮称)」を構築し、その運営をしていくことを報告した。
審議後の処理状況	現 状	名義書換事務の見直しについては、委員からの意見を踏まえた制度改正案に基づき、業務委託先の日本証券決済株式会社や取次代行会社との実務対応に係る調整を続けている。また、「株券喪失登録情報等照会システム」については、本年10月に名義書換代理人と利用希望者に対する説明会を実施、システム全体の概要と制度要綱案を説明した。現在、来年3月の稼働を目指してシステム開発を進めている。
	今後の予定	業務規程等の改正につき、来年2月の業務委員会及び取締役会審議を経たうえで認可申請を行い、参加者等への通知を行ったうえで、同年4月から施行することとしたい。また、名義書換事務の見直しについては、名義書換代理人を含めた実務対応のための協議を開始する予定である。「株券喪失登録情報等照会システム」の利用申込みについては、12月に行う。

審 議 テ ー マ		2. 保管振替機関に本人名義株券を預託したことにより生じる株主権の空白期間の解消に係る法的対応の要請及び実務的対応について（第2回）
審 議 の 状 況	審議の趣旨	顧客が本人名義株券を保管振替機関へ預託した場合、保管振替機関が保管振替機関名義に書き換えてから基準日に係る実質株主通知を行うまでの間、当該顧客の氏名は株主名簿及び実質株主名簿の双方に記載されないことから、当該顧客が株主であることを証する株主名簿又は実質株主名簿の記載の継続性に空白期間を生じることが指摘されており、大株主等の預託推進の阻害要因となっている。
	審議結果	抜本的な解決のためには関係法令の改正が必要であり、法務省に対して法改正の要望を行うことが必要であるとの結論を得た。また、この問題を一部解消するための実務対応案（基準日の前日に預託することにより、株主名簿及び実質株主名簿への重複記載時期を生じさせ空白期間を解消する方法）が法務省から了解を得られたことを報告し、当該実務対応の実施につき審議を行い、了承された。
審議後の処理状況	現 状	上記実務対応の実施につき、9月3日に参加者へ、同24日に発行会社へ通知のうえ、本年9月期末の基準日に係るものから適用し、既に3参加者から合計12銘柄、1,000万株強の預託を受けた。また、抜本的な解決のための法改正要望書を取りまとめ、当該要望書の提出につき当小委員会及び業務委員会の了承を得られたことから、11月15日に法務省参事官室及び法制審議会の会社法（株券の不発行等関係）部会に提出した。
	今後の予定	-

審 議 テ ー マ	3 . 新たな破綻会社株券の取扱いについて（第 2 回、第 6 回）	
審 議 の 状 況	審議の趣旨	<p>上場廃止等により機構における預託株券の取扱いが廃止された場合、当機構から返還された株券に係る各参加者の保管・管理手続き及び当該返還に先立ち不所持化された株券についての再発行手続きに要する事務負担及びコストが増大している。したがって、この事務負担及びコストの削減の観点から、預託株券が再生手続や破産等の事由により上場廃止等となった場合において、当該株券を速やかに参加者へ返還のうえ取扱いを廃止する現行の処理について見直しする必要がある。</p>
	審議結果	<p>第 2 回の当小委員会において、株券の発行者がいわゆる 100%減資を行った場合などにおいて、機構が取扱いを廃止した後のあらかじめ定める日までに参加者から交付請求がないときには、機構が当該破綻会社株券を参加者に返還せずに廃棄する新たな処理について了承された。さらに、当該審議内容に基づき作成した業務規程及び同施行規則の改正案が、第 6 回の当小委員会では了承された。</p>
審議後の処理状況	現 状	<p>機構が参加者からの交付請求のない破綻会社株券を廃棄することについて、保護預り約款（参考様式）の改定が必要なことから、当該参考様式の変更内容等について日本証券業協会と検討を行っている。</p>
	今後の予定	<p>業務規程等の改正につき、本年 11 月の業務委員会及び取締役会審議を経たうえで認可申請を行い、認可を得られ次第、参加者等への通知を行い、来年 1 月 27 日から施行することとしたい。</p>

審 議 テ ー マ	4 . 保管振替制度における单元未満株式の買増制度の実務処理(案)について (第 3 回)	
審 議 の 状 況	審議の趣旨	<p>来年 4 月 1 日に施行される改正保振法により、実質株主は実質株主名簿に記載又は記録のある单元未満株式につき、商法第 221 条ノ 2 第 1 項の規定による单元未満株式の買増請求を参加者及び保管振替機関を通じて行うことが可能となることから、買増請求手続き及び買増請求に係る株式の移転手続きの実務処理を構築する必要がある。</p>
	審議結果	<p>買増請求に応じるための自己株式を会社が保振預託している場合には、買増請求に係る株式の移転については、保振残高を振り替えることにより行うことにつき、法務省の了解を得て、これを前提とした「单元未満株式の買増制度の実務処理(案)」について審議を行った。審議においては、当該買増制度は会社の自治によりすべて手続き等が決められるという法務省の見解があることから、株懇の事務取扱指針の策定を待って、具体的な実務処理を検討することが了承された。</p>
審議後の処理状況	現 状	<p>株懇の事務取扱指針(案)の策定を待っているところである。</p>
	今後の予定	<p>株懇の事務取扱指針(案)が固まったところで、参加者及び名義書換代理人と実務処理(案)を詰め、改めて実務処理(案)を当小委員会に提示し、審議する予定。その後、業務規程等の改正につき、来年 2 月の業務委員会及び取締役会審議を経たうえで認可申請を行い、認可を得られ次第、参加者等への通知を行い、同年 4 月 1 日から施行することとしたい。</p>

審 議 テ ー マ	5 . 株主名簿から実質株主名簿への名義記載の移管について（第3回）	
審 議 の 状 況	審議の趣旨	<p>現行の法制度下において、保管振替機関に預託され実質株主名簿に名義が記載された株式と株主名簿上に名義が記載された株式につき、両名簿の間で名義記載の移管ができないこととなっている。このため、同一銘柄の同一株主が実質株主名簿上の単元未満株式と登録単元未満株式を保有し、双方を合算すれば1単元の株式数の株式となるときにおいても、当該株主は券面の発券を受けることが出来ず、単元株式として市場売却することができないなどの不利益を被ることが指摘されている。また、大株主が売出しを行う場合において、当該大株主が保有株式を不所持申出により不発行としているときは、会社に対し発券請求を行い、発行された券面を保管振替機関に預託することとなることから、これら一連の事務処理に経済的及び手続的なロスがあるとの指摘がある。</p> <p>これらの問題に関し、従来より実質株主名簿と株主名簿の間で名義記載の移管を可能とする手続きの実現について強い要望がある。</p>
	審議結果	<p>抜本的な解決のためには関係法令の改正が必要であり、法務省に対して法改正の要望を行うことが必要であるとの結論を得た。</p> <p>また、当機構事務局から提案した大株主の売出しに伴う経費を削減する実務対応案についても審議し、実施を検討することで了解を得られた。</p> <p>更に、登録単元未満株式につき、この問題を一部解消するための実務対応案（交換理論を用いて、登録単元未満株式を保管振替制度内に取り込む方法）が法務省から了解を得られたことから、その旨を第5回の当小委員会で報告し、今後の実務への反映につき、株懇や名義書換代理人と相談しつつ実務案を作成し、再度審議を行うことが了承された。</p>

審議後の処理状況	現 状	抜本的な解決のための法改正要望書を取りまとめ、当該要望書の提出につき当小委員会及び業務委員会の了承を得られたことから、11月15日に法務省参事官室及び法制審議会の会社法（株券の不発行等関係）部会に提出した。
	今後の予定	当機構事務局から提案した大株主の売出しに伴う経費を削減する実務対応の事務処理(案)の策定作業及び交換理論を用いて登録单元未満株式を保管振替制度内に取り込む方法の実務への反映方法について、株懇や日証決等の関係者との調整を図り、引き続き当小委員会で審議を行うこととした。

審 議 テ ー マ	6 . 合併、株式移転又は会社分割に係る登記と決済実務の安定性の確保について（第3回）	
審 議 の 状 況	審議の趣旨	<p>公開会社の合併等においては、商法上その登記をもって合併等の効力が発生することから、合併等があった場合は、保管振替機関においては登記日の翌日に合併等により実質株主に割り当てられる新株式の預託残高を発生させることとしている。一方、証券取引所等においては、売買の継続性確保の観点から、合併等により株主に割り当てられる新株式の売買は登記日当日から行われている。このような現行制度においては、次のような問題が生じている。</p> <p>(1) 合併等の効力発生が登記を前提としている現在においては、保管振替機関の預託残高の発生日と証券取引所等の売買開始日に一日のずれが生じている。このため、合併等の組織再編が増大している昨今においては、登記日の翌日に行われる保管振替機関のデータの更新と証券取引所等の上場日とが一致しないことにより、参加者における事務負担が大きくなっている。</p> <p>(2) 登記は合併期日等から 2 週間以内に行うこととされているため、登記が速やかになされない場合には最大で 2 週間、新株式の決済ができないおそれがある。このため、証券決済制度として安定性に欠けるものとなっている。不特定多数の投資家が参加する上場・売買・決済制度は、このように不安定な取扱いではなく、画一的、安定的で、かつ、売買・決済の中断といった事態が極力回避されることが求められる。また、現在、4 日後（売買日を含む。）に行われている決済を翌営業日（T + 1）に短縮することが検討されており、登記が予定通り行われられない場合の不安定さが増している。</p>
	審議結果	<p>抜本的な解決のためには関係法令の改正が必要であり、法務省に対して法改正の要望を行うことが必要であるとの結論を得た。</p>

審議後の処理状況	現 状	抜本的な解決のための法改正要望書を取りまとめ、当該要望書の提出につき当小委員会及び業務委員会の了承を得られたことから、11月15日に法務省参事官室及び法制審議会の会社法（現代化関係）部会に提出した。
	今後の予定	-

審 議 テ ー マ	7. 外国人名義書換制限銘柄に関する問題への対応について（第4回）	
審 議 の 状 況	審議の趣旨	<p>放送会社・航空会社等の株式については、外国人等に係る議決権の割合が一定の割合を超える場合には、各業法で外国人等の名義書換を拒否できる（又は拒否しなければならない）ことになっている（外国人名義書換制限銘柄）。当機構では、外国人名義書換制限銘柄について、実質株主通知の結果、外国人等に係る議決権の割合が各業法に定める制限を超える事態を避けるため、期末等の権利確定日には、あらかじめ外国人等の預託株券を参加者からの請求に基づきすべて交付し、実質株主として外国人等を通知しない取扱いを行っている。</p> <p>このため、外国人等は、外国人名義書換制限銘柄について保管振替制度を十分活用できず、発行会社も、一般の発行会社に比べ保管振替制度のメリットを受けにくい状況が生じている。</p>
	審議結果	<p>審議に際しては、当小委員会の下に名義書換代理人・カストディー銀行等の当該問題に関係の深い委員からなる「外国人名義書換制限銘柄に関する検討会」を設置して検討を行い（9月9日、25日）その結果、実務的な対応では外国人名義書換制限の問題を解決することは難しく、抜本的な解決のためには各業法の改正を含めた制度の改正が必要であるとの結論を得た。</p> <p>また、各業法においては、従来の外国人等の名義書換制限ではなく、外国人の議決権の割合を制限することとし、制限の結果、議決権を有しない外国人等であっても利益配当及び株式分割に係る新株式等の経済的権利を付与されるという対応案を当小委員会において報告し、了承された。</p> <p>なお、主務官庁（総務省・国土交通省）に対し対応案につき法改正を要望するに際しては、発行会社の理解・協力が必要であるため、発行会社に対して働きかけを行っていくことについて了承された。</p>

審議後の処理状況	現 状	10月中旬～下旬にかけて、名義書換制限が課されている全ての発行会社（17社）を訪問し、外国人名義書換制限に係る問題点及び当該対応案を説明の上、意見を求めている。
	今後の予定	発行会社から今後寄せられる意見を集約する一方、主務官庁に対して外国人制限銘柄に係る問題点について説明し、対応案につき法改正要望を行う予定。

審 議 テ ー マ	8．実質株主通知制度の改善（第4回～第6回） 【 照合用実質株主データの廃止の是非について】	
審 議 の 状 況	審議の趣旨	<p>実質株主票の事前提出の促進など、実質株主名簿の作成を円滑に行うために実施している照合用実質株主データについては、その提出に係る参加者の事務負担が大きく、提出者も一部の参加者に限られている。さらに、名義書換代理人との契約によっては発行会社にも当該データの受領に係るコストが生じている。</p>
	審議結果	<p>実質株主通知制度の定着化や中間配当制度未導入の会社についても実質株主通知が行われるようになったことや、会社側のニーズも制度発足時と比して薄れているなどの意見もあることから、第6回の当小委員会において、照合用実質株主データの制度を平成15年4月以降に照合用実質株主通知の対象となるもの（作成基準日4月25日）から廃止することで了承された。なお、実施にあたっては、現在、実質株主票や実質株主データの提出にあたって生じている提出遅延やデータ不備等を改善するよう関係者間で対応を図っていくこととした。</p>
審議後の処理状況	現 状	<p>照合用実質株主データの廃止及びその廃止時期について、信託協会 証券代行専門委員会（11月21日開催）において了承された。</p>
	今後の予定	<p>業務規程等の改正につき、平成15年2月の業務委員会及び取締役会審議を経たうえで認可申請を行い、認可を得られ次第、参加者等への通知を行ったうえ、同年4月1日から施行することとしたい。</p>

審 議 テ ー マ		9 . 実質株主通知制度の改善（第4回～第6回） 【 権利確定日等と臨時基準日の間隔の短縮について】
審 議 の 状 況	審 議 の 趣 旨	発行会社が決算期末後の近接した日に臨時基準日を設定する場合、実質株主通知のシステム処理上、一定期間以上の間隔が必要であるが、最低限必要な間隔は各参加者毎にまちまちであるため、現行の運用では最も長い間隔を要する参加者に合わせた処理日程としている。しかし、当該処理日程が発行会社の日程作成上の障害となりかねないことから、短縮化・標準化を図る必要がある。
	審 議 結 果	第6回の当小委員会で、2つの基準日の間隔について、中15営業日以上必要としている現行の処理日程を短縮し、中8営業日に対応することの方向性を確認した。また、併せて実施時期については、平成15年10月以降に臨時基準日を迎えるものから基準日間の間隔を短縮することを目途とする機構案について、今後、当小委員会で審議することです承された。
審 議 後 の 処 理 状 況	現 状	-
	今 後 の 予 定	平成15年10月以降に臨時基準日を迎えるものから基準日間の間隔を短縮することについて、次回（第7回）の当小委員会で審議することとしたい。

審 議 テ ー マ		10. 実質株主通知制度の改善（第4回～第6回） 【 権利確定日等から実質株主通知までの日程の短縮について】
審 議 の 状 況	審議の趣旨	実質株主通知は権利確定日後の8営業日目に発行会社へ通知しているが、発行会社・名義書換代理人から当該日程の短縮化の要望もあり、発行会社における実質株主確定の早期化を図るため、現行の実質株主通知に係る処理手順等について見直し、発行会社へ通知するまでの処理日程の短縮化を図る。
	審議結果	第4回及び第5回の当小委員会で当機構事務局から提示した3つの短縮案について審議を行い、各委員から指摘された問題点や全参加者・計算会社に対して実施したアンケート結果を踏まえ、第6回の当小委員会において、担保突合処理の短縮等による新たな対応案を提示し、今後の当小委員会において、実施時期とあわせて短縮後の具体的な処理日程を決定していくことで了承された。
審議後の処理状況	現 状	-
	今後の予定	平成15年10月以降に基準日を迎えるものから実質株主通知に係る処理日程を短縮することについて、次回の当小委員会で審議することとしたい。

審 議 テ ー マ	11．株式分割により新たに発行される株式の効力発生日の前倒しの要請について (第4回～第6回)	
審 議 の 状 況	審議の趣旨	<p>株式分割により新たに発行される株式の効力発生日は、会社が株主の特定や新株券の発行に時間を要することから、分割基準日の約40～50日後となるのが慣例である。このため、株主は、この間新株式につき価格変動リスクを抱え、親株式については権利落日において株価が値洗いされるため、これを信用取引の担保等に供している場合は、追証の差入れを求められることとなる。一方、合併に伴い発行される新株式のうち預託株券に係るものについては、合併登記日の翌日から残高を発生させることとなっているため、株式分割においても同様の取扱いを求める要望が強い。</p>
	審議結果	<p>証券会社の委員からは、上記担保の問題が解消されることに加え、株式分割の効力発生日を当該株式分割基準日の翌日に設定すれば、割り当てられて増加した残高をその日から利用できることとなり、株主にとってメリットがあることから、実現を求める意見が多く出された。</p> <p>一方、この問題は発行会社の決議があつて初めて解決できる問題であるが、株懇の委員から保振制度内外の株主間に格差が生じることを懸念する意見が、また信託銀行・専業証券代行(名義書換代理人)の委員からは、効力発生日直後の单元未満株式の買取請求への対応等事務面で問題が生じる旨の意見が出された。</p> <p>当機構事務局案につき意見の一致をみていないことから、当小委員会で引き続き審議を行っていくこととしたい。</p>
審議後の処理状況	現 状	-
	今後の予定	<p>本テーマに対する証券会社の参加者からの強い要望もあり、株主には保管振替制度を利用するか否かの選択の自由があることを勘案すれば、必ずしも株主間の不平等があるとは判断し難いことから、機構として株懇及び信託協会に対し、株式分割による新株式の効力発生日の前倒しについて要望することとしたい。</p>

審 議 テ ー マ	12. 参加者が法令、法令に基づく行政官庁の処分又は業務規程に違反した場合の措置について（第5回、第6回）	
審 議 の 状 況	審議の趣旨	来年1月6日に施行される改正保振法により、保管振替機関の業務規程記載事項として、「法第15条第1項の参加者が法令、法令に基づく行政官庁の処分又は業務規程に違反した場合の措置に関する事項」が追加されることとなっている（法第5条第1項第3号。）
	審議結果	<p>第5回の当小委員会において、下記の措置が了承され、これに基づき当機構事務局が作成した業務規程及び同施行規則の改正案が、第6回の当小委員会では了承された。</p> <p>(1) 機構は、法第15条第1項の参加者が法第15条第1項の参加者が法令、法令に基づく行政官庁の処分又は業務規程その他の規則（以下「法令等」という。）に違反した場合は、当該参加者に釈明の機会を与えたうえで、取締役会の決議により、当該参加者に対し、参加者口座の廃止又は戒告の処分を行うことができる。なお、機構は、当該処分を行った場合は、遅滞なく、その旨を公表する。</p> <p>(2) 機構は、法第15条第1項の参加者が法令等に違反した場合において、当該参加者に業務の改善が必要と認めるときは、当該参加者に対し、業務改善の勧告を行う。また、当該勧告を受けた参加者は、速やかに機構に対し、書面による業務改善の報告を行うものとする。</p>
審議後の処理状況	現 状	-
	今後の予定	業務規程等の改正につき、本年11月の業務委員会及び取締役会審議を経たうえで認可申請を行い、認可を得られ次第、参加者への通知を行い、来年1月6日から施行することとしたい。

証券決済システム改革法の施行による株券保管振替法の
改正に伴う業務規程等の一部改正について（案）

1. 改正趣旨

来年1月6日に施行される「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」(平成14年法律第65号)により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号。以下「法」という。)が一部改正され、対象となる有価証券の範囲を株券及び株券に関するものに改めるなど、短期社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の一部改正等に合わせて、所要の整備が図られた。

当機構は、法の一部改正が来年1月6日から施行されることを踏まえ、業務規程等につき、所要の整備を行うこととする。

(備考)

2. 改正概要

(1) 対象有価証券の取扱い

JRの預託前株券を規定していた現行業務規程第9条第3号を削除するほか取扱株券等の規定順序の整理を行う。

業務規程第9条

(2) 法第15条第1項の参加者において預託を受けた株券等の喪失等の事故が生じた場合の報告の取扱い

法第15条第1項の参加者は、次に掲げる事故が生じた場合は、直ちにその旨を機構に報告しなければならないものとする。

- ・ 預託を受けた株券等を喪失すること。
- ・ 取締役、監査役又は使用人(業務の一部の委託を受けた受託者のこれらに相当する者を含む。)が法令又はこの規程その他の規則に反する行為を行うこと。

業務規程第19条の2

(3) 法第15条第1項の参加者が法令、法令に基づく行政官庁の処分又は業務規程に違反した場合の措置の取扱い

- ・ 法令等に違反した法第15条第1項の参加者に対し、釈明の機会を与え、取締役会の決議により、参加者口座の廃止又は戒告の処分を行うことができることとする。
- ・ 機構は、参加者口座の廃止又は戒告の処分を行ったときは、遅滞なく、その旨を公表する。
- ・ 機構は、法令等に違反した法第15条第1項の参加者に業務の改善が必要と認めるときは、当該参加者に対し、業務改善の勧告を行うものとし、勧告を受けた参加者は、書面による業務改善の報告を行うものとする。

業務規程第3章第5節(第23条の2、第23条の3)

(4) 実質優先出資者通知時期の追加

協同組織金融機関が発行する優先出資証券に係る「事業年度の開始の日から起算して6月を経過したとき」の実質優先出資者通知を実施する。

業務規程第100条

(5) その他

上記のほか、法改正に伴う所要の整備を行う。

業務規程第14条、
第20条、第105条

3. 施行日

平成15年1月6日から施行する。

以 上

統一清算機関の業務開始に伴う業務規程等の一部改正について（案）

1．改正趣旨

本年6月、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」が成立及び公布され、来年1月6日改正施行予定の証券取引法において、証券取引に係る清算に関する制度の整備に関し、有価証券等清算取次ぎ、有価証券債務引受業及び証券取引清算機関について定義規定が設けられ、来年1月14日から(株)日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）が証券取引清算機関として有価証券債務引受業等を行うことが予定されている。

現在、取引所有価証券市場における株券の売買の決済に係る株券の授受のための振替の請求については、渡方取引参加者に代わって証券取引所が、また、店頭売買有価証券市場における株券の売買であって、日本証券業協会がその定めるところにより受渡しの指図をすることとしているものの受渡しに係る株券の授受のための振替の請求については、売方証券会社に代わって日本証券業協会がそれぞれ行っている。

証券取引法の改正に伴い、今後、これらの当該振替の請求については、渡方清算参加者（クリアリング機構が行う有価証券債務引受業の相手方となるための資格を有する者であって、クリアリング機構への有価証券の引渡しを行う当該清算参加者）に代わって証券取引所及び日本証券業協会が有価証券債務引受業等を行わせる者として指定する予定であるクリアリング機構が行うこととなる。

このため、本機構において業務規程等につき、所要の整備を行うこととする。

なお、この改正に併せ、クリアリング機構において業務方法書等が制定され、また、証券取引所において清算・決済規程等が改正される予定である。

2．改正概要

(1) クリアリング機構からの振替請求に基づく参加者口座簿の記載等機構が、渡方清算参加者に代わってクリアリング機構から、クリアリング機構が業務方法書に定める清算対象取引の決済に係る株券の授受のための振替の請求を受けた場合は、機構は、当該クリアリング機構が指定した振替をする日に、参加者口座簿に当該振替に係る所要の記載をする。

業務規程
第69条・
第70条

(2) その他

上記改正に関連して、振替手数料につき、徴収対象者が証券取引所及び日本証券業協会とあるものをクリアリング機構に改めるなど、所要の改正を行う。

業務規程
第98条等・
手数料及び
その料率

3．施行日

(1) 平成15年1月14日から施行する。

(2) この改正規定施行の際現に発行されている有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済又は店頭有価証券引渡票に係る有価証券の引渡しに係る振替の請求については、なお従前の例による。

以 上